

監査報告書

令和7年5月22日

一般財団法人 岩手済生医会
理事長 三田ひろみ 殿

監事 攝待 幸子



監事 高橋 俊雄



私たち監事は、当法人の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第99条第1項並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第127条第2項の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、当法人の事務所において業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法によって、当該年度に係る事業報告及び附属明細書を監査しました。

また、会計帳簿又はこれらに関する資料の調査を行い、当該年度に係る計算書類及びその附属明細書について監査しました。

さらに、整備法第127条第1項に規定する公益目的支出計画実施報告書について関連資料との照合等により監査しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、当法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

(3) 公益目的支出計画実施報告書の監査結果

公益目的支出計画実施報告書は、当法人の公益目的支出計画の実施の状況すべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。